

信用事業に関する 重要なお知らせ

令和6年4月1日、東日本信漁連が
宮城県漁協の信用事業を譲受します



13都県域のネットワークを活用し、お客様にとってさらに
ご相談、ご利用頂きやすい浜の金融機関を目指します。



東日本信用漁業協同組合連合会

ごあいさつ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東日本信用漁業協同組合連合会は、令和6年4月1日をもって、宮城県漁業協同組合の信用事業を譲受する事となりました。

本譲受により、13都県域のネットワークを活用し、浜の金融機関として一層の機能強化と持続可能な運営を確立することをもって、漁業と地域の発展に向けさらなる役割発揮を目指します。

役職員一同、みなさまのお役にたてますよう努力する所存でございますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

東日本信用漁業協同組合連合会

私たちの目指す浜の金融機関

1. ニーズや課題を共に解決します

各地域の担当者がお客様の金融に関するお悩みを解決いたします。

2. 所得向上と地域振興に貢献します

ビジネスマッチング等により、漁業や地域のさらなる発展に貢献いたします。

3. JFマリンバンクのサービス向上に取り組みます

お客様がさらにご利用頂きやすい事業資金や生活資金などのサービスを提供いたします。

東日本信漁連の概要

(令和5年3月31日時点)

設 立 年 月 日	令和3年4月1日
名 称	東日本信用漁業協同組合連合会
本 店	千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号
事 業 区 域	青森県、岩手県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県 富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県
事 業 の 種 類	信用事業
貯金残高・貸出金残高	貯金 7,235億円 ・ 貸出金 1,214億円

令和6年4月1日以降のご利用に関して重要な変更点等がございます。

お客さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご不明な点等はお問合せ先までご連絡ください。

1 金融機関名・金融機関コード・店舗名・店舗コードが変わります

令和6年4月1日より新しい金融機関名・金融機関コード・店舗名・店舗コードをご利用ください。

	現 在	譲受後（令和6年4月1日以降）
金融機関名 (金融機関コード)	宮城県漁業協同組合（9453）	東日本信用漁業協同組合連合会（9461）
店舗名 (店舗コード)	本所（001）	宮城支店（430）
	気仙沼総合支所（002）	気仙沼支店（431）
	石巻総合支所（220）	石巻支店（450）
	塩釜総合支所（004）	塩釜支店（440）

2 ご利用中の口座番号が変わります

令和6年4月1日以降、ご利用中の口座番号が原則変更となります。

新しい口座番号のご案内は令和6年2月にご登録のご住所へ郵送にてお届けいたします。

3 ご利用中の通帳の繰越が必要です

令和6年4月1日より、ご利用中の通帳の繰越をお願いいたします。

通帳の繰越は、信用窓口へお越し頂くか、もしくはJFマリンバンクのATMでもご利用頂けます。ご利用中の通帳をご持参のうえ、通帳の繰越をお願いいたします。

令和7年5月1日以降は現在の通帳がご利用頂けませんので、大変申し訳ありませんが、お早めに通帳の繰越をお願いいたします。

4 新しいキャッシュカードが発行されます

現在、宮城県漁協のキャッシュカードをご利用の全てのお客さまには令和6年4月1日以降にご登録のご住所へ新しいキャッシュカードを郵送でお届けいたします。

新しいキャッシュカードが届きましたら、**新しいキャッシュカードでのご利用をお願いいたします**。現在ご使用中のキャッシュカードは令和7年4月30日までご利用頂けますが、お早めにお切替え頂けますようお願いいたします。尚、新しいキャッシュカードを利用になると旧キャッシュカードはご利用頂けませんのでご注意ください。



みなさまからのご質問にお答えします。
ご不明な点はお問合せ先までお気軽にお問合せください。

Q 1 信用店舗・曜日限定営業・ATM・信用担当職員はどうなりますか？

A 1 譲渡後につきましても、変わらずご利用頂けます。

現在と同じ宮城県漁協の事務所にて営業いたします。ATM設置場所や職員についても変更ございません。

曜日限定営業も現行通り継続しますが、以下の曜日限定店舗において営業日数の変更をさせていただきます。

【営業日数変更】 気仙沼>歌 津支所：週4回 ➡ 週2回

志津川支所：週4回 ➡ 週2回

塩 釜>七ヶ浜支所：週3回 ➡ 週2回

その他の変更はありません。営業日等の詳細が決まりましたらお知らせいたします。

Q 2 口座番号はどうなりますか？

A 2 令和6年4月1日より口座番号が変更となります。

令和6年4月1日から新しい口座番号でのご利用をお願いいたします。

なお、令和6年4月1日から令和7年4月30日までは旧口座番号でもご利用頂けますが、お早めに新口座番号への切替をお願いいたします。

Q 3 どこで通帳の繰越が出来ますか？

A 3 信用窓口およびJFマリンバンクのATMにてお取り扱いしております。

ATMについても残り行数に関わらず繰越が可能です。繰越の際は、現在ご利用の通帳をご持参ください。

Q 4 使えなくなったキャッシュカードはどうしたらいいですか？

A 4 お客様ご自身で裁断し処分してください。

JFマリンバンクの職員がお預かりする事はありません。

Q 5 ATMの振込カードはこれまで通り使えますか？

A 5 令和6年4月1日以降に**再作成が必要となります。**

大変申し訳ありませんが、お客様ご自身にてATMで再作成をお願いいたします。

Q 6 各種料金の引落しはどうなりますか？

A 6 引き続き新口座番号にてご利用頂けます。

下記の各種引落しについては、**お客様から各取引先への変更手続き等は原則として不要です。**

現在、宮城県漁協の口座にて引落し登録をしている各種の公共料金や各自治体の税金等の口座振替については、特段の申し出がない場合、JFマリンバンクにて信用事業譲渡に伴う変更手続きをいたしますので、ご了承願います。なお、信用事業譲渡に伴い、引落日口座を他金融機関又は登録されている口座以外に変更される場合においては、お客様による変更手続きをお願い申し上げます。

◎変更手続きが不要な各種引落し

＜公共料金＞電気料金・電話料金・水道料金・ガス料金・NHK受信料など

＜その他＞各種税金・共済掛金・クレジットカード利用料など

Q 7 年金受取はどうなりますか？

A 7 一部を除いて引き続き新口座番号にてご利用頂けます。

下記年金受取については、**お客様からの変更手続きは不要ですが、それ以外の個人年金などに関しては支払機関へ変更の手続きが必要になります。**

◎変更手続きが不要な年金

国民年金・厚生年金・新国民厚生年金・船員保険・労災年金・国民年金短期・漁業者年金（共水連）

Q 8 宮城県漁協からの水揚げの入金、購買代金の引落日等はどうなりますか？

A 8 引き続き新口座番号にてご利用頂けます。
お客様からの変更手続き等は不要です。

Q 9 売上代金の受取口座として利用していますが取引先へ通知が必要となりますか？

A 9 ご迷惑をおかけしますが、金融機関名・支店名・口座番号が変更となりますので、**お取引先へ変更後の情報の通知をお願いいたします。**

また請求書などに振込先を記載済みの場合は、記載の変更をご検討ください。

Q 10 給与の受取口座として利用していますが相手先へ通知が必要ですか？

A 10 ご迷惑をおかけしますが、金融機関名、支店名、口座番号が変更となりますので、**給与支払先へ変更後の情報の通知をお願いいたします。**

Q 11 インターネットバンキングはどうなりますか？

A 11 譲渡後も引き続きご利用頂けます。

なお、**令和6年4月13日～15日はシステム変更に伴い利用出来ない期間があります。**

その他、下記の様に一時的に利用の制限やログイン変更などがございます。詳細は改めてお知らせいたします。

【JFマリンネットバンクの利用制限期間について】

●利用停止期間

➡ 令和6年4月13日⑤～令和6年4月15日⑤ 13時まで

●マルチペイメントネットワークの利用停止期間

➡ 令和6年4月1日⑤～令和6年4月15日⑤ 13時まで

●新規申込・契約解除の取引停止期間

➡ 令和6年3月29日⑤～令和6年4月15日⑤ 13時まで

Q 12 インターネットバンキングで振込先を登録しています。振込先の口座番号が変更されたら自動で新口座番号へ変更となりますか？

A 12 **振込先の情報については自動変更となりません。**

大変恐れ入りますが、振込先様の貯金口座が宮城県漁協にある貯金口座の場合は、お客様より振込先様へ口座番号変更の有無をご確認頂き、変更がある場合は、**お客様ご自身にて振込先の口座番号を変更願います。**



Q 13 各種ハガキは自宅に直接届きますか？

A 13 お客様のご登録先住所へ直接郵送されます。

ご登録の住所が変更となっている場合、ご案内ハガキが届きません。

住所が変更となっている場合はお早めに住所変更の届出をお願いいたします。

- ハガキの内容に身に覚えがない
- 貯金者に関する相続等のご相談
- 通帳や印鑑を紛失している

このような場合は、ハガキに記載の問合せ先までご連絡ください。

なお、各種お手続きの際はご本人様確認が必要な場合がございますので、窓口へお越しの際は本人確認書類をご持参のうえご来店ください。

Q 14 融資取引はどうなりますか？

A 14 原則として東日本信漁連が譲受しますので、東日本信漁連とのお取引となります。

お借入中の取引についての変更手続きはありません。

お手続きが必要な場合は個別にご案内させていただきます。

Q 15 融資取引の返済口座はどうなりますか？

A 15 これまで通り、指定された返済口座から自動引落によりご返済して頂きます。

返済口座番号が変更となった場合でも、お客様のお手続きは必要ございません。

Q 16 今後も融資は受けられますか？

A 16 現状と変わりありません。

重要なお知らせ

本譲渡作業に伴い、令和6年4月13日(土)・14日(日)の両日、JFマリンバンクの通帳・キャッシュカードの利用を停止させていただきます。
利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

通帳・キャッシュカード利用停止期間

令和6年
4月13日(土) 終日

令和6年
4月14日(日) 終日

上記の期間は、JFマリンバンクの通帳・キャッシュカードは、各店舗のATM・記帳専用機ならびに、全国全ての提携ATM（ゆうちょ・コンビニATMを含みます）で、ご利用頂けません。

※上記期間はデビットカードサービスもご利用頂けません。

※令和6年3月29日(金)の15～18時におけるATMからのお振込みは、即時振込扱いとならず翌営業日の予約扱いとなる場合がございます。

職員になりました特殊詐欺にご注意ください

JFマリンバンクの職員が

●お客様のキャッシュカード・ご印鑑をお預かりすることはございません。

●お客様のキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはございません。

なお、通帳についてはお客様のご依頼等により職員がお預かりする場合がございますが、
お客様からのご依頼がないにもかかわらず、通帳を預けて頂くようお願いする事はございません。

※職員を名乗る人物から「キャッシュカードやご印鑑を預けてください」と言われた場合は**すべて詐欺です**。その場で応じないですぐに警察または最寄りの支所や信用窓口へご相談ください。

お問い合わせ先

宮城県漁協	本所 信用共済部	(令和6年4月1日以降	東日本信漁連	宮城支店	TEL : 0225-21-5713
宮城県漁協	融資金融センター	(令和6年4月1日以降	東日本信漁連	宮城支店	TEL : 0225-21-5779
宮城県漁協	気仙沼金融センター	(令和6年4月1日以降	東日本信漁連	気仙沼支店	TEL : 0226-26-4720
宮城県漁協	石巻金融センター	(令和6年4月1日以降	東日本信漁連	石巻支店	TEL : 0225-24-1145
宮城県漁協	塩釜金融センター	(令和6年4月1日以降	東日本信漁連	塩釜支店	TEL : 022-361-9210

このお知らせは令和5年12月末現在の取扱に基づき作成しております